

○給料表の適用範囲に関する規則

昭和三十二年十一月二十七日

福島県人事委員会規則第十四号

改正 昭和三三年七月二五日人委規則第一四号

昭和三六年三月二五日人委規則第八号

昭和三八年一〇月二五日人委規則第二四号

昭和三九年七月七日人委規則第五号

昭和三九年一二月二五日人委規則第一五号

昭和四〇年六月一日人委規則第七号

昭和四〇年七月二七日人委規則第一四号

昭和四三年一二月二四日人委規則第二二号

昭和四四年三月二〇日人委規則第一二号

昭和四五年四月二〇日人委規則第七号

昭和四五年一二月一一日人委規則第一七号

昭和四七年三月三一日人委規則第三号

昭和四八年三月三〇日人委規則第五号

昭和五二年四月一日人委規則第四号

昭和五三年四月一日人委規則第二号

昭和五五年三月三一日人委規則第四号

昭和五八年三月三一日人委規則第四号

昭和五九年三月三一日人委規則第二号

昭和六一年三月三一日人委規則第七号

平成四年三月三一日人委規則第三号

平成六年一二月二二日人委規則第一九号

平成七年三月三一日人委規則第五号

平成八年三月二九日人委規則第九号

平成九年三月二一日人委規則第四号

平成一〇年三月三一日人委規則第六号

平成一二年三月三一日人委規則第八号

平成一三年三月三〇日人委規則第七号

平成一四年三月二九日人委規則第一二号

平成一五年三月二八日人委規則第一三〇号

平成一六年三月三〇日人委規則第八号

平成一八年三月三十一日人委規則第一〇号

平成一九年三月三〇日人委規則第八号

平成二〇年三月二八日人委規則第二二二号

平成二七年九月二九日人委規則第一七号

平成二九年三月三十一日人委規則第九号

平成三〇年六月一日人委規則第二二二号

給料表の適用範囲に関する規則をここに公布する。

給料表の適用範囲に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「条例」という。）第三条第三項から第八項まで及び別表第三備考の規定に基づき、給料表の適用範囲を定めることを目的とする。

（昭三八人委規則二四・昭三九人委規則一五・平七人委規則五・平一八人委規則一〇・一部改正）

(公安職給料表の適用範囲)

第一条の二 公安職給料表は、警察官である職員に適用する。

（昭三九人委規則一五・追加）

(教育職給料表の人事委員会規則で定める適用範囲)

第一条の三 条例第三条第四項の人事委員会規則で定める教育職給料表の適用を受ける職員は、指導主事、社会教育主事、管理主事、実習教諭、主任実習講師又は実習講師である職員とする。

2 条例別表第三備考の人事委員会規則で定める職員は、県立高等学校、県立中学校又は県立特別支援学校に勤務する職員のうちその職務の級が三級である者とする。

（昭三八人委規則二四・追加、昭三九人委規則一五・旧第一条の二繰下、昭四七人委規則三・昭五三人委規則二・平七人委規則五・平一八人委規則一〇・平一九人委規則八・一部改正）

(研究職給料表の適用範囲)

第二条 研究職給料表は、次に掲げる試験研究機関等に勤務し、専門的、科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員（警察官、医師、薬剤師、診療放射

線技師及び臨床検査技師である職員を除く。)に適用する。

- 一 環境創造センター
- 二 ハイテクプラザ
- 三 農業総合センター
- 四 水産海洋研究センター
- 五 水産資源研究所
- 六 内水面水産試験場
- 七 林業研究センター
- 八 文化財課
- 九 美術館
- 十 博物館
- 十一 刑事部科学捜査研究所

(昭三三人委規則一四・昭三六人委規則八・昭三九人委規則五・昭四〇人委規則七・昭四〇人委規則一四・昭四四人委規則一二・昭四五人委規則七・昭四五人委規則一七・昭五二人委規則四・昭五五人委規則四・昭五八人委規則四・昭五九人委規則二・昭六一人委規則七・平四人委規則三・平九人委規則四・平一〇人委規則六・平一二一人委規則八・平一三人委規則七・平一四人委規則一二・平一五人委規則一三・平一六人委規則八・平一八人委規則一〇・平二〇人委規則二二・平二七人委規則一七・平二九人委規則九・平三〇人委規則二二・一部改正)

(医療職給料表(一)の適用範囲)

第三条 医療職給料表(一)は、保健福祉事務所等に勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

(昭三六人委規則八・平一四人委規則一二・平一六人委規則八・一部改正)

(医療職給料表(二)の適用範囲)

第四条 医療職給料表(二)は、保健福祉事務所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、栄養士、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師であつてそれぞれの資格に応ずる業務に従事する職員及び任命権者が人事委員会と協議して定める職員に適用する。

(昭四八人委規則五・全改、平八人委規則九・平一四人委規則一二・平一六人委規則八・一部改正)

(医療職給料表(三)の適用範囲)

第五条 医療職給料表(三)は、保健福祉事務所等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員でそれぞれの資格に応ずる保健指導又は看護等に従事する職員に適用する。

(昭三六人委規則八・全改、昭四三人委規則二二・平六人委規則一九・平一四人委規則一二・平一六人委規則八・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

附 則(昭和三三年人委規則第一四号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則(昭和三六年人委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。ただし、第二条第一号の改正規定は昭和三十六年二月一日から、同条第七号の改正規定は昭和三十四年四月一日から適用する。

附 則(昭和三八年人委規則第二四号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

附 則(昭和三九年人委規則第五号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年七月一日から適用する。

附 則(昭和三九年人委規則第一五号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日から適用する。

附 則(昭和三〇年人委規則第七号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

附 則(昭和三〇年人委規則第一四号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年七月一日から適用する。

附 則(昭和三三年人委規則第二二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年十一月一日から適用する。

附 則(昭和三四年人委規則第一二号)

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和三五年人委規則第七号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

附 則(昭和三五年人委規則第一七号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年十二月一日から適用する。

附 則（昭和四七年人委規則第三号）

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和四八年人委規則第五号）

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五二年人委規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年人委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年人委規則第四号）

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五八年人委規則第四号）

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年人委規則第二号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年人委規則第七号）

この訓令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（平成四年人委規則第三号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成六年人委規則第一九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年人委規則第五号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成八年人委規則第九号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年人委規則第四号）

この規則は、平成九年三月二十四日から施行する。

附 則（平成一〇年人委規則第六号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年人委規則第八号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年人委規則第七号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年人委規則第一二号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定（「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護師、准看護婦及び准看護師」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年人委規則第一三号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年人委規則第八号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年人委規則第一〇号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年人委規則第八号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の三第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年人委規則第二二号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年人委規則第一七号）

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二九年人委規則第九号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年人委規則第二二号）

この規則は、公布の日から施行する。